

# ご家庭への給水について

## ●秦野市との給水契約

本市水道事業との給水契約は、「秦野市水道事業給水条例」、「秦野市水道事業給水条例施行規程」、「秦野市債権等の管理に関する条例」及び「秦野市債権等の管理に関する条例施行規程」に基づくものです。詳細はホームページをご覧ください。

## ●給水装置とは？

水を送るために道路に埋設されている水道管を配水管といいます。この配水管の分水栓から分かれて、家庭まで引きこまれた給水管やメーター、給水栓（蛇口）などを「給水装置」といいます。

## ●管理の区分について

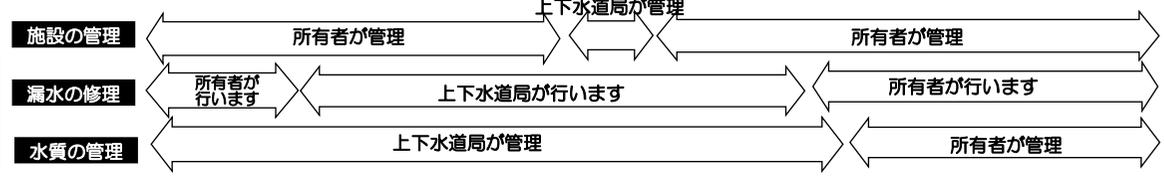
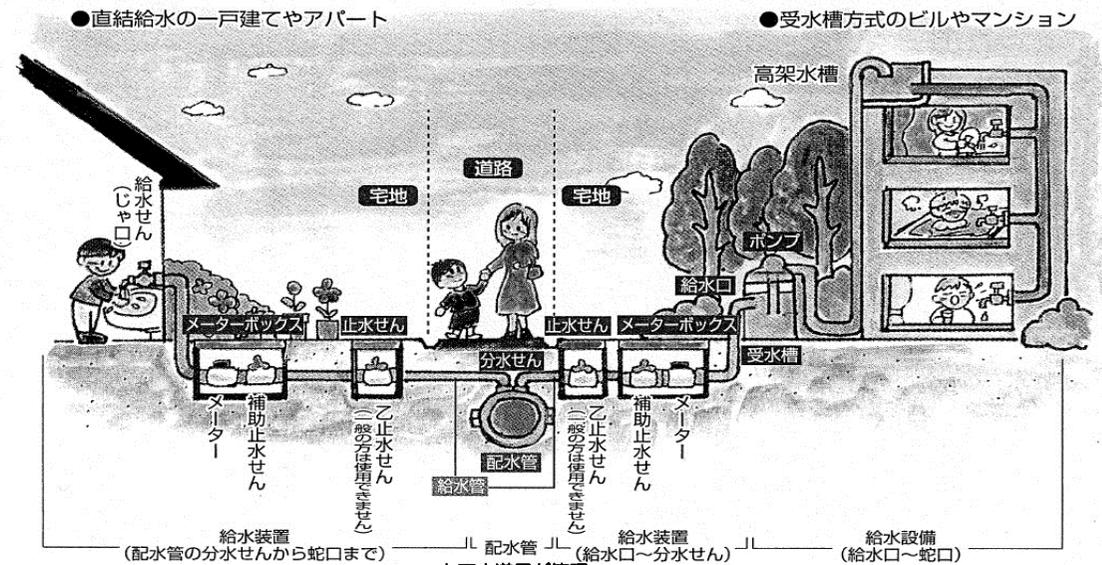
### 〈施設の管理〉

配水管から分かれて家庭まで引きこまれた給水装置は、設置者の所有となるため、新設や改造等を行う場合の費用は、設置者（所有者）の負担となります。

### 〈漏水の修理〉

メーターから家側で漏水が見つかった場合は、所有者が自己負担で修理してください。

メーターから道路側の給水管や配水管の漏水については、上下水道局で修理を行います。



※メーターから道路側であっても、給水管は設置者の所有となるため、上下水道局が行う修理は応急対応までです。

# 水道メーターと検針

## ●使用した水量のお知らせ

ご使用になった水量は、水道メーターで計測します。

2か月ごとに検針員が伺って計測し、使用水量をお知らせします。

## ●水道メーターの読み方

水道メーターは、右下写真のような直読式のものが多く使われています。

数字を左から右に読んでください。

その数字から前回検針時の指針の数字を引いた数値が、今回の使用水量となります。

## ●水道メーターの検針ができないとき

次のような場合は、前回や前年同期の使用水量を考慮して決めます。

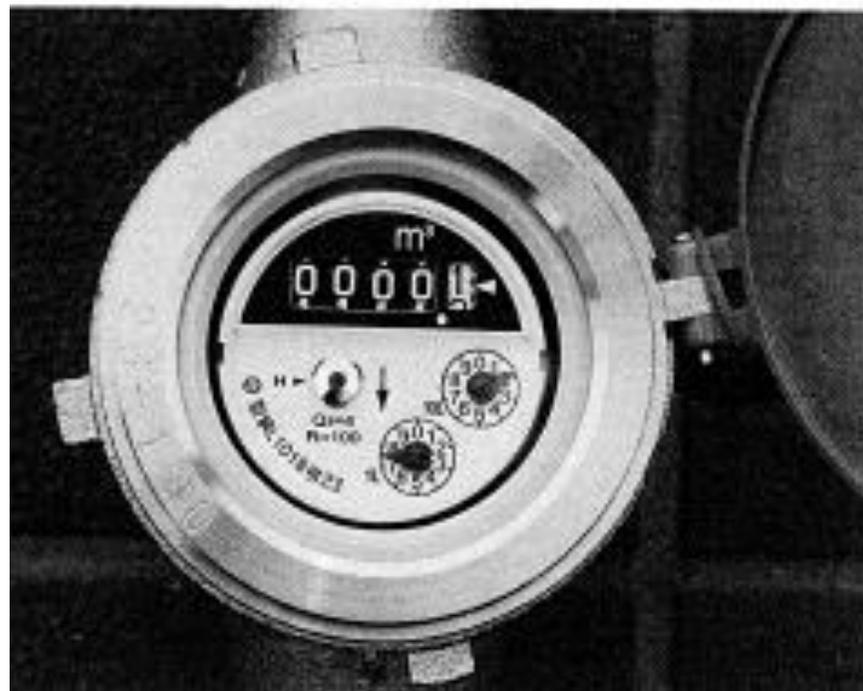
- ・ 水道メーターが故障しているとき
- ・ 漏水等により 使用水量が不明なとき
- ・ 建物の工事等で 検針ができないとき

※水道料金・下水道使用料の計算は立方メートル単位（ $\text{m}^3$ ）で行います。

## ●水道メーターの交換にご協力をお願いします

計量法により、8年ごとに水道メーターの交換が必要とされています。期限が近づきましたらご連絡しますので、ご協力をお願いします。

- ① メーターボックスの上や周囲には、検針等の妨げになる物を置かないようにしてください。
- ② メーターボックスの中に水や泥が入らないように管理してください。
- ③ 家の増改築等で、水道メーターが屋内や床下になる場合は検針しやすい場所に移してください。
- ④ 事故防止のため、飼犬等は、出入口や水道メーターから離れた場所につないでおく等の対応をしてください。



# 水道料金・下水道使用料のお支払い

## ●便利な口座振替をご利用ください

金融機関の口座から自動振替により料金をお支払いいただく制度です。お申し込みは、印鑑（金融機関取引印）、預金通帳、お客様番号が記載された書類（水道料金・下水道使用料領収書やご使用水量・料金のお知らせ）を持参のうえ、取扱金融機関でお申し込みください。また、秦野市上下水道局お客様センターでもお申し込みいただけます。

<WEBでのお申し込みはコチラ↓からどうぞ>

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1680660620435/index.html>

## ●納入通知書によるお支払い

上下水道局から郵便でお送りする納入通知書（請求書）をお近くの取扱金融機関、コンビニエンスストア、秦野市上下水道局お客様センターへ料金を添えてご持参いただくか、スマートフォン決済アプリにより、期日までにお支払いください。

### 【取扱金融機関（各本・支店）】

横浜銀行	スルガ銀行	中栄信用金庫	静岡中央銀行
みずほ銀行	神奈川銀行	さがみ信用金庫	平塚信用金庫
中央労働金庫	秦野市農業協同組合		
ゆうちょ銀行・郵便局		秦野市役所内	
※納入通知書によるお支払いの場合は、神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県内の各店舗・局に限ります。		指定金融機関 派出所	

※三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行及び静岡銀行は、口座振替のみの取扱となります。

### 【取扱コンビニエンスストア】

MMK(マルチメディアキオスク)設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

### 【スマートフォン決済アプリ】

LINE Pay、PayPay

## ●使用の開始

お引越しなどにより水道・公共下水道を使い始めるときは、ビニール袋に入った「使用開始届」（玄関や郵便受けにあります。）に必要事項をご記入いただき、返信用封筒を利用してポストに投函してください。

なお、ビニール袋が見当たらない場合やご不明な点は、秦野市上下水道局お客様センターまでお問い合わせください。

## ●使用の中止・終了（長期間使用しない場合も含みます）

お引越しや長期にわたり水道を使用しない場合は、水道メーターを検針し、水道料金・下水道使用料の精算を行います。予定日の5日前までに、秦野市上下水道局お客様センターへ必ずご連絡ください。

○使用開始・中止は、秦野市ホームページのオンラインサービス「電子申請・届出メニュー」からも届け出ることができます

秦野市上下水道局お客様センター TEL 0463-83-2112

営業時間：月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時15分まで  
日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)の料金のお支払いはコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリをご利用ください。

お支払いの際は、納入通知書を忘れずにご用意ください。

# 水道料金

## ●水道料金表

下の表は1か月分の料金です。4 m<sup>3</sup>を超えると1 m<sup>3</sup>当たりの超過料金が加わります。実際の請求は、消費税を加えた2か月分ごととなります。

≪1か月あたりの水道料金(税抜)≫

用途 区分	基本料金 (4 m <sup>3</sup> までの分)		超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
	メーター 口径	金額		
一般用	13mm	760円	5 m <sup>3</sup> ~8 m <sup>3</sup>	25円
	20mm	780円	9 m <sup>3</sup> ~20 m <sup>3</sup>	85円
	25mm	1,210円	21 m <sup>3</sup> ~30 m <sup>3</sup>	95円
	40mm	2,980円	31 m <sup>3</sup> ~50 m <sup>3</sup>	140円
	50mm	5,280円	51 m <sup>3</sup> ~100 m <sup>3</sup>	205円
	75mm	11,700円	101 m <sup>3</sup> ~500 m <sup>3</sup>	225円
	100mm	18,900円	501 m <sup>3</sup> ~	245円
	150mm	38,900円		
	200mm	59,100円		
農業用	一般用と同額		5 m <sup>3</sup> ~50 m <sup>3</sup> 一般用と同額 50 m <sup>3</sup> ~ 170円	
臨時用	全口径	2,300円	4 m <sup>3</sup> ~ 415円	

## ●計算方法

一般用で口径13mm、2か月の使用水量が6 l m<sup>3</sup>の場合。  
まず、使用水量を3 l m<sup>3</sup>と30 m<sup>3</sup>に分け、1か月ごとに次のとおり計算します。

1か月 3 l m <sup>3</sup>			1か月 30 m <sup>3</sup>		
基本料金	4 m <sup>3</sup>	760円	基本料金	4 m <sup>3</sup>	760円
超過料金			超過料金		
5~8 m <sup>3</sup>	4 m <sup>3</sup> ×	25円 = 100円	5~8 m <sup>3</sup>	4 m <sup>3</sup> ×	25円 = 100円
9~20 m <sup>3</sup>	12 m <sup>3</sup> ×	85円 = 1,020円	9~20 m <sup>3</sup>	12 m <sup>3</sup> ×	85円 = 1,020円
21~30 m <sup>3</sup>	10 m <sup>3</sup> ×	95円 = 950円	21~30 m <sup>3</sup>	10 m <sup>3</sup> ×	95円 = 950円
31 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> ×	140円 = 140円			
合計		2,970円	合計		2,830円

1か月 3 l m<sup>3</sup> 2,970円 × 1.10 (消費税10%) = 3,267円

1か月 30 m<sup>3</sup> 2,830円 × 1.10 (消費税10%) = 3,113円

(いずれも端数は1円未満を切捨て)

水道料金は、3,267円 + 3,113円 = 6,380円となります。

※公共下水道をご使用の方は、下水道使用料と併せて請求します。

## ●水道料金早見表 (一般用・2か月あたり) 【口径13mm 税込 単位:円】

令和5年10月現在

水量(m <sup>3</sup> )	水道料金	水量(m <sup>3</sup> )	水道料金												
0~8	1,672	20	2,266	32	3,388	44	4,554	56	5,808	68	7,458	80	9,306	92	11,154
9	1,699	21	2,359	33	3,481	45	4,658	57	5,912	69	7,612	81	9,460	93	11,308
10	1,726	22	2,452	34	3,574	46	4,762	58	6,016	70	7,766	82	9,614	94	11,462
11	1,754	23	2,546	35	3,668	47	4,867	59	6,121	71	7,920	83	9,768	95	11,616
12	1,782	24	2,640	36	3,762	48	4,972	60	6,226	72	8,074	84	9,922	96	11,770
13	1,809	25	2,733	37	3,855	49	5,076	61	6,380	73	8,228	85	10,076	97	11,924
14	1,836	26	2,826	38	3,948	50	5,180	62	6,534	74	8,382	86	10,230	98	12,078
15	1,864	27	2,920	39	4,042	51	5,285	63	6,688	75	8,536	87	10,384	99	12,232
16	1,892	28	3,014	40	4,136	52	5,390	64	6,842	76	8,690	88	10,538	100	12,386
17	1,985	29	3,107	41	4,240	53	5,494	65	6,996	77	8,844	89	10,692	150	23,660
18	2,078	30	3,200	42	4,344	54	5,598	66	7,150	78	8,998	90	10,846	200	34,936
19	2,172	31	3,294	43	4,449	55	5,703	67	7,304	79	9,152	91	11,000	250	47,310

# 水道の故障と応急手当のしかた

## ●水道の故障

ご家庭で直せない故障は、応急手当をして、市の指定給水装置工事事業者へ修理を申し込んでください。

## ●蛇口の水が止まらないとき

蛇口のパッキンなどを取り替えると直る場合が多いですが、それでも水が止まらないときや蛇口の取付部分から水が漏れているときは、応急手当をして、市の指定給水装置工事事業者へ修理を申し込んでください。



QRコードから秦野市指定給水装置工事事業者一覧にアクセスできます。

## ●水洗トイレなどの水漏れ

水洗トイレ、ガス給湯器、エコキュート、太陽熱温水器などから水が漏れている場合は、市の指定給水装置工事事業者もしくは器具のメーカーや販売店に修理を申し込んでください。

## ●水道の使用量が増えたとき

地下や床下等の見えないところで、水が漏れていることがあります。

使用する人数や生活形態に変化がないのに水道の使用量が増えているときは、次のようにして水が漏れていないか調べてください。

- ① 家中の蛇口を全部閉めてください。
- ② 水道メーターのパイロットマークを確認してください。

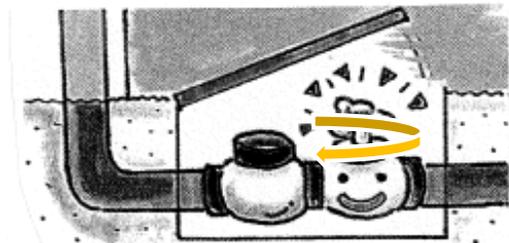
もし、少しでも回転していたら、どこかで水が漏れています。

すぐに市の指定給水装置工事事業者へ修理を申し込んでください。



## ●応急手当のしかた

- ① 水道メーターのボックス内にある補助止水栓を指定方向に回して水を止めてください。  
なお、古いものやしばらく動かしていないものだと回しづらいものもあります。  
そのときは、無理に回さないでください。



時計回りに回すと閉まります。

- ② 給水管から水が噴き出しているときは、その部分にビニールテープや布切れなどをしっかりと巻きつけ、補助止水栓を閉めて水を止めてください。



# にごり水が出る、水の出が悪い

## ●いつも水の出が悪い

給水管が古い、細いなどの理由が考えられます。このようなときは、お客様のご負担で、新しい給水管に取り替えていただくことになります。

## ●にごり水が出る

水道工事や断水などで、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わったときに、にごった水が出る場合があります。

にごり水が出た場合は、少しの時間使用を控えていただき、きれいになってからご使用ください。



## ●白い水が出る

水道管の中に入った空気が無数の小さな泡になり、白く見えることがあります。

しばらくそのままにしておくと、泡が消えてきれいな水になります。

もちろん、そのまま使っていたとしても問題ありません。



## ●においのする水

水道水は、塩素のにおいがする場合があります。

これは、安全な飲み水にするために塩素という薬で消毒しているからです。

水を沸騰させるとにおいはなくなります。



# 水道の新設、改造工事の申し込み

## ●申込方法

水道の工事を行う際は、市の指定給水装置工事事業者へお申し込みください。水道の工事は、以下のようなものが挙げられます。

- ・新設工事…新築等で新たに給水管を引くとき
- ・改造工事…給水管の位置、口径、水栓等を変更するとき
- ・撤去工事…建物解体等で給水管や水道メーターを撤去するとき

※指定給水装置工事事業者は、市のホームページから確認できます。

## ●無届工事にご注意ください

水道の工事を指定給水装置工事事業者以外の者が行くと、無資格、無届工事となり、条例によって給水が停止されたり、過料を科せられる場合があります。

水道の工事を行う際は、必ず指定給水装置工事事業者にお申し込みください。

## ●工事の費用

水道の工事は、申し込みをされるお客様のご負担となります。

金額は、使用する材料、給水管の口径及び延長等によって異なりますので、指定給水装置工事事業者へお尋ねください。

## ●水道利用加入金

水道利用加入金は、給水装置の新設工事を行う際や水道メーターの数を増やしたり、口径を大きくする際に納めていただくものです。

水道メーターの口径によって金額が異なりますので、下記表をご確認ください。

### ○水道メーター1個ごとの水道利用加入金（別途消費税が加算されます。）

水道メーターの口径	加入金の金額
13mm	150,000円
20mm	200,000円
25mm	400,000円
40mm	1,200,000円
50mm	1,900,000円
75mm	5,000,000円

※ 水道メーターの口径を大きくする場合は、旧水道メーターとの差額になります。

※ 工事申込日の3年前から引き続き市内に住所を有する方が、自己の居住のために建築する住宅で、家事の用に使用する場合は、加入金が半額になります。（口径変更の場合は、適用されません。）

